本則に次の一号を加える。

九　平成二十五年四月二十六日から平成二十六年三月三十一日までの間において、東日本大震災の発生時において別表第三に掲げる区域（以下「対象区域」という。）に住所を有していた分離避難者（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害の影響により当該住所の属する市町村の区域外に避難し、又は住所を移転することを余儀なくされた十八歳に達した日以降の最初の三月三十一日までの間にある者で、その父母その他これらに準ずる者（以下「父母等」という。）が現に対象区域に居住している者をいう。以下同じ。）又はその父母等が使用する車両であって、対象区域の市町村長が当該分離避難者又はその父母等に交付した書面に、父母等と離れて暮らすこととなった分離避難者に対する支援の対象として適当と認められる移動の経路を特定するために記載された一のインターチェンジ（対象区域に存するもののうち、東日本高速道路株式会社が管理する路線に存するもの（対象区域に存するインターチェンジに隣接するものその他これに準ずるものとして当該市町村長が認めるものを含む。以下「対象インターチェンジ」という。）に限る。）から流入し又は流出し、かつ、当該経路を特定するために記載された他のインターチェンジ（対象インターチェンジの最寄りの料金の徴収施設において交付され又は回収される通行券で通行可能な区間（以下「通行可能区間」という。）内に存するものに限る。）から流入し若しくは流出し又は当該経路を特定するために記載された本線車道上の料金の徴収施設（通行可能区間内に存するものに限る。）を通過する車両のうち、道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第二項に規定する自動車で次に掲げるもの（当該書面を提示する場合に限り、料金を徴収しない区間は、これらのインターチェンジ又は本線車道上の料金の徴収施設の間の区間（本州四国連絡高速道路の本線車道上の料金の徴収施設を通過する場合にあっては当該本州四国連絡高速道路の通行区間を除く。）に限る。）

イ　軽自動車

ロ　小型特殊自動車

ハ　小型自動車のうち、二輪自動車（側車付き二輪自動車を含む。）

ニ　ハ以外の小型自動車（人の運送の用に供するものにあっては、乗車定員が十人以下のもの）

ホ　普通自動車のうち、人の運送の用に供するもので次に掲げるもの

(1)　乗車定員が十人以下のもの

(2)　乗車定員が十一人以上二十九人以下のもので車両総重量が八トン未満のもの

ヘ　普通自動車のうち、貨物の運送の用に供するもので次に掲げるもの

(1)　車両総重量が八トン未満及び最大積載量が五トン未満のもので車軸数が三以下のもの

(2)　けん引されるための構造及び装置を有する自動車（以下「被けん引自動車」という。）を連結していないセミトレーラ用トラクタで車軸数が二のもの

ト　けん引するための構造及び装置を有する自動車（以下「けん引自動車」という。）と被けん引自動車の連結車両のうち、次に掲げるもの

(1)　けん引自動車がイ又はハに掲げるもの

(2)　けん引自動車がニ又はホ(1)に掲げるもので被けん引自動車の車軸数が一のもの

別表第二の次に次の一表を加える。

別表第三（第九号関係）

宮城県	伊具郡丸森町
福島県	福島市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、相馬市、二本松市、田村市、南相馬市、伊達市、本宮市、伊達郡桑折町、同郡国見町、同郡川俣町、安達郡大玉村、岩瀬郡鏡石町、同郡天栄村、西白河郡西郷村、同郡泉崎村、同郡中島村、同郡矢吹町、東白川郡棚倉町、同郡矢祭町、同郡塙町、同郡鮫川村、石川郡石川町、同郡玉川村、同郡平田村、同郡浅川町、同郡古殿町、田村郡三春町、同郡小野町、相馬郡新地町

附　則

この告示は、平成二十五年四月二十六日から施行する。

○観光庁告示第七号

旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第十二条の十七の規定に基づき、株式会社ジェイティービーサポート中部（登録研修機関第三号）から代表者の氏名を変更する届出があったので、同法第十二条の二十八第二号の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年四月二十五日

観光庁長官　井手　憲文

一　代表者の氏名の変更

変更前	佐藤　康英
変更後	櫻田　義一

二　変更の年月日　平成二十五年四月一日

○観光庁告示第八号

旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第十二条の十七の規定に基づき、学校法人中村学園（登録研修機関第三十九号）から研修業務を行う事務所の名称を変更する届出があったので、同法第十二条の二十八第二号の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年四月二十五日

観光庁長官　井手　憲文

一　研修業務を行う事務所の名称の変更

変更前	国際トラベル&ホテル専門学校
変更後	国際トラベル・ホテル・ブライダル専門学校

二　変更の年月日　平成二十五年四月一日

○観光庁告示第九号

旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第十二条の十七の規定に基づき、株式会社阪急交通社（登録研修機関第二十六号）から研修業務を行う事務所の名称を変更する届出があったので、同法第十二条の二十八第二号の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年四月二十五日

観光庁長官　井手　憲文

一　研修業務を行う事務所の名称の変更

変更前	企画統括本部統括業務部総務課
変更後	総合管理本部総務人事部人事課

二　変更の年月日　平成二十五年四月一日

○観光庁告示第十号

旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第十二条の十七の規定に基づき、社団法人全国農協観光協会（登録研修機関第十三号）から登録研修機関の名称及び研修業務を行う事務所の名称を変更する届出があったので、同法第十二条の二十八第二号の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年四月二十五日

観光庁長官　井手　憲文

一　登録研修機関の名称の変更

変更前	社団法人全国農協観光協会
変更後	一般社団法人全国農協観光協会

二　研修業務を行う事務所の名称の変更

変更前	社団法人全国農協観光協会
変更後	一般社団法人全国農協観光協会

三　変更の年月日　平成二十五年四月一日

○観光庁告示第十一号

旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第十二条の十七の規定に基づき、社団法人全国旅行業協会（登録研修機関第十八号）から登録研修機関の名称及び研修業務を行う事務所の名称を変更する届出があったので、同法第十二条の二十八第二号の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年四月二十五日

観光庁長官　井手　憲文

一　登録研修機関の名称の変更

変更前	社団法人全国旅行業協会
変更後	一般社団法人全国旅行業協会

二　研修業務を行う事務所の名称の変更

変更前	社団法人全国旅行業協会
変更後	一般社団法人全国旅行業協会

三　変更の年月日　平成二十五年四月一日